

【北海道経済産業局様からお知らせ】

=====

---

1. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（パンフレット）  
（4/8 更新）

---

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策を総合的にまとめたパンフレットを作成しています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

4/7に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえて、4/8に内容を更新しましたので御案内します。

<主な新着情報>

◆無利子・無担保融資の対象の明確化（P11）

店舗増加や積極的な成長投資を行っているベンチャー・スタートアップ企業など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大を行っている場合について、融資対象となる売上高の比較要件を明確化しました。

◆持続化給付金を創設します（P24）

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

◆税の申告・納付（P51）

2月以降、売上が減少（前年同月比▲20%以上）したすべての事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。

---

2. 令和2年度経済産業省関連補正予算案等の概要【経済産業省】

---

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を実行するための令和2年度補正予算案の閣議決定に伴い、経済産業省関係資料を公表しました。

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/index.html](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/index.html)

<掲載資料>

- ①経済産業省関係令和2年度補正予算案（概要）
- ②経済産業省関係令和2年度補正予算案の事業概要（PR資料）

- ③財政投融资関連（企業の資金繰り支援）
- ④緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）

---

3. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策【令和2年4月7日閣議決定】  
～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

---

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が4月7日に閣議決定されました。  
[https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200407_taisaku.pdf)

5本の柱で施策を展開します。

- I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
- II. 雇用の維持と事業の継続
- III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- IV. 強靱な経済構造の構築
- V. 今後への備え

※詳細は上記URLから御覧いただけます。

=====